別表第二八・五二の項中「化合物（」の下に「化学的に単一であるかないかを問わないものとし、」を加える。

附　則

この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。

○国土交通省令第八十三号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、都市再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月三十日　　国土交通大臣　前田　武志

都市再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令

都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出し中「目標を達成するため」を「区域内における都市の再生」に改め、同条中「第四十六条第二項第三号へ」を「第四十六条第二項第二号へ」に改める。

第十条を次のように改める。

第十条　削除

第十三条中「第四十六条第十六項」を「第四十六条第十五項」に、「同条第十七項」を「同条第十六項」に改める。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

○国土交通省令第八十四号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月三十日　　国土交通大臣　前田　武志

国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成二十三年国土交通省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

○国土交通省令第八十五号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三十二条第三項本文及び第四十三条第一項第三号（同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月三十日　　国土交通大臣　前田　武志

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）の一部を次のように改正する。

第十七条の見出し中「認可」を「協議の申出」に改め、同条第一項中「市町村は、」を削り、「規定により道路特定事業について認可を受けようとする場合において」を「協議の申出」に、「申請書」を「協議書」に、「提出しなければならない」を「提出して行うものとする」に改め、同条第二項中「申請書」を「協議書」に改める。

第十八条の見出し中「認可」を「同意」に改める。

第二十一条第二号中「第二十五条第一項第一号」を「第二十五条第三項」に改め、「方針」の下に「が定められているときは、当該基本的な方針」を加える。

第二十六条第一項の表第四号中「認可」を「協議及び同意」に改め、同条第二項中「第二十五条第十一項」を「第二十五条第十二項」に改める。

第六号様式中「道路特定事業認可申請書」を「道路特定事業協議書」に改め、「認可を得たいので」を削り、「申請します」を「協議します」に改める。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

○国土交通省令第八十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の施行に伴い、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月三十日　　国土交通大臣　前田　武志

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行規則（平成十七年国土交通省令第八十号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「地域住宅計画の目標を達成する」を「地域における住宅に対する多様な需要に対応する」に改め、同条中「第六条第二項第二号ハ」を「第六条第二項第一号ハ」に改める。

第二条を次のように改める。

第二条　削除

附則第二項中「第六条第二項第二号ハ」を「第六条第二項第一号ハ」に改める。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

○国土交通省令第八十七号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、並びに空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十二条第三項、第三十四条及び第三十六条の規定に基づき、空港法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月三十日　　国土交通大臣　前田　武志

空港法施行規則の一部を改正する省令

空港法施行規則（昭和三十一年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「認可」を「届出」に改め、同条第一項中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に、「認可を受けよう」を「届出をしよう」に改め、「空港管理者は」の下に「、空港の供用開始の日までに」を加え、「空港供用規程認可申請書」を「空港供用規程設定届出書及び設定した空港供用規